

R8 夏期 狩猟免許試験のご案内

【島根県】

野生動物を捕獲するためには原則、狩猟免許の取得が必要となります。
狩猟免許を取得して鳥獣被害対策に取り組みませんか。

<試験日程>

令和8年度の夏期は9会場で実施します。詳細は県HPに掲載しています。

狩猟免許試験の種類：

網猟免許（網猟免許を受験できる会場は浜田合同庁舎・松江合同庁舎・島根県職員会館の3会場です）
わな猟免許（くくりわな、はこわな等）、第一種銃猟免許（装薬銃）、第二種銃猟免許（空気銃）

受験資格：

島根県に現住所がある方
わな猟については18歳、銃猟については20歳以上の方
※申請の際には、医師による診断書の提出が必要になります。

申請に必要な費用（手数料）：

わな猟：3900円（他の免許を持っている場合、2900円）
第1種、第2種銃猟：5200円（〃 3900円）
医師による診断書：約5000円（※各医療機関により異なります）

狩猟免許取得の流れ：

- ・狩猟免許申請書等の提出
必要書類：狩猟免許申請書、医師の診断書、証明写真（3×2.4cm）、手数料、
返信用封筒（受験票送付用（長形定形封筒））※
※返信用封筒（長形定形封筒）貼付の切手は110円。
（狩猟免許試験事前講習会の受講には一般社団法人島根県猟友会へ申込みが必要です）
詳細は県のHPに掲載の狩猟免許申請にあたっての留意事項をご覧ください。

狩猟免許試験内容

- 1) 適正試験（視力、聴力、運動能力）
- 2) 知識試験
 - ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の知識
 - ・鳥獣の保護及び管理に関する知識
 - ・猟具に関する知識（わな・銃ごとの猟具に関する知識）
 - ・鳥獣に関する知識（わな・銃ごとに関連のある鳥獣に関する知識）
- 3) 技能試験
 - ・猟具の使用（わな・銃ごとに使用される猟具について）
 - ・猟具の架設・実施（〃 〃）
 - ・鳥獣の判別（鳥類名、獣類名、狩猟の可否判断など）



【狩猟免許試験に関するお問い合わせ・申請書の提出先】

島根県農林水産部 農山漁村振興課 鳥獣対策室
〒690-8501 松江市殿町1番地
TEL 0852(22)5160 FAX 0852(22)5914
メール choju@pref.shimane.lg.jp

詳細は県HPに掲載しています。



狩猟免許を取って ふるさとの守人になりませんか？

有害鳥獣から集落を守りましょう！ —力を合わせて鳥獣対策に強い集落づくり—

- ☆狩猟免許を取得して鳥獣被害に強い集落づくりのため一役を担いませんか☆
- ☆狩猟免許を取得して集落リーダーとして鳥獣被害対策に取り組んでみませんか☆
- ☆狩猟免許を取得して捕獲隊の仲間入りをしませんか☆

イラスト：かげやま まき

『地域ぐるみの鳥獣対策』

